

景観重要公共施設の協議等に係る事務処理要領

(景観法第9条第4項関係)

環 境 森 林 部
農 政 水 産 部
県 土 整 備 部
平成21年12月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、景観行政団体が景観計画に法第8条第2項第4号ロ（以下、「景観重要公共施設の整備に関する事項」という。）又はハ（以下、「景観重要公共施設の許可に関する基準」という。）に掲げる事項を定めようとするとき、特定公共施設の管理者（以下、「管理者」という。）と協議し、同意することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 景観行政団体は管理者との協議に際し、協議書に次に掲げる事項を明示した書類を添付して提出するものとする。

(1) 景観重要公共施設として定める施設の名称

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項（案）又は景観重要公共施設の許可に関する基準（案）

2 前項の協議書は、当該施設を所管する農林振興局長、土木事務所長、港湾事務所長、都市公園総合事務所長、西臼杵支庁長（以下、「関係出先機関の長」という。）を経由し、別表第1に定める担当課に提出するものとする。

3 担当課長は、必要に応じて関係課長に対して意見を求め、管理者が同意する際に付すべき条件を取りまとめるものとする。

(同意)

第3条 管理者は、景観行政団体からの協議に対し、景観重要公共施設の整備に関する事項又は景観重要公共施設の許可に関する基準が、景観計画区域における良好な景観形成に関する方針に即していない等の例外的な場合を除いて、原則的に同意するものとする。

2 担当課長は、同意もしくは非同意の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を景観行政団体に通知する。

(関係所属長への通知)

第4条 担当課長は、同意もしくは非同意の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を関係課長及び関係出先機関の長に通知する。

(附則)

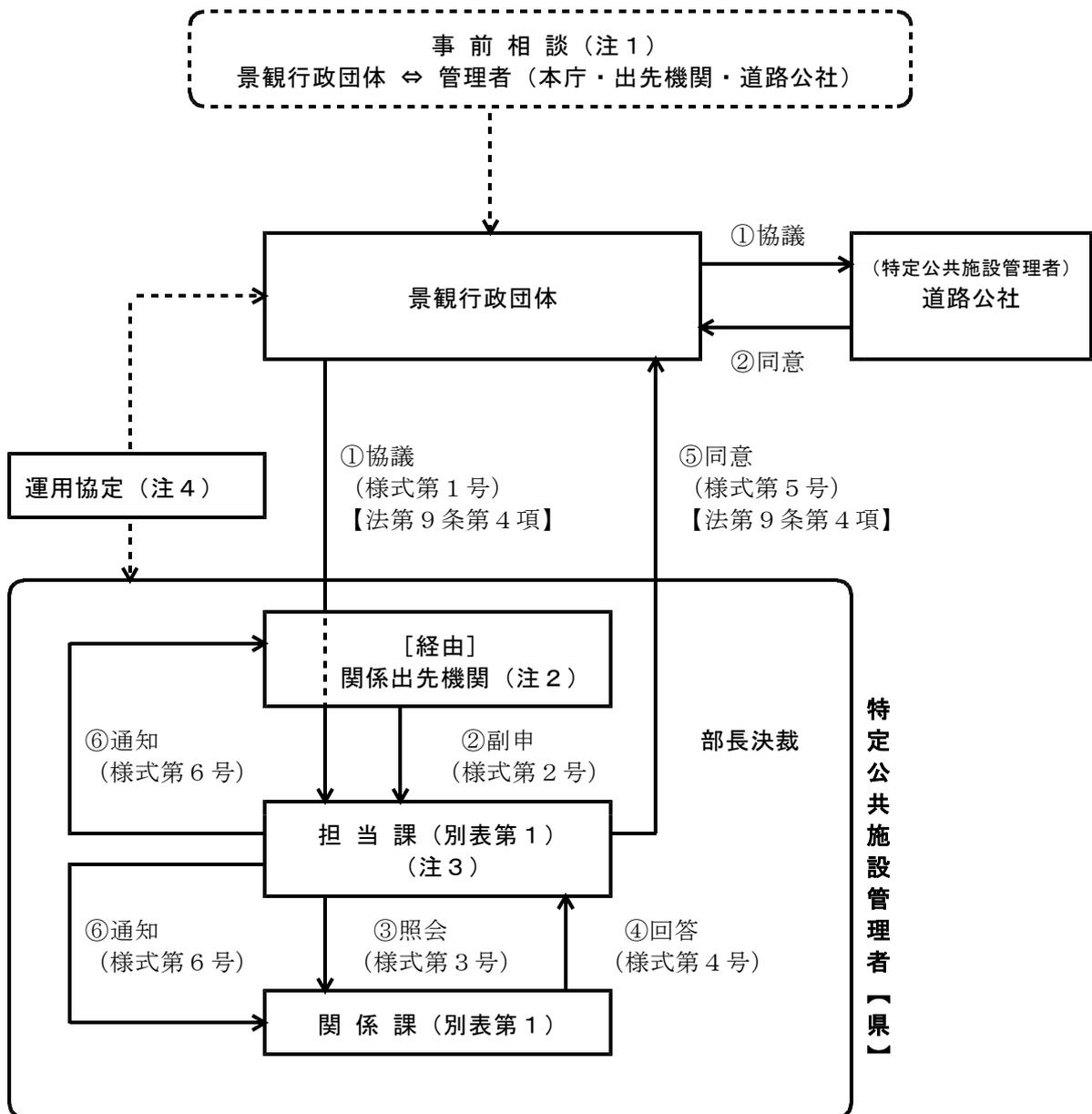
この要領は、平成22年1月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

別表第1

特定公共施設の種類	担当課	関係課
道路法による道路	都市計画課 美しい宮崎づくり 推進室	道路建設課 道路保全課
河川法による河川		河川課
都市公園法による都市公園		—
海岸法2条3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸 (漁港区域及び港湾区域等に係る海岸を除く)		河川課 農村整備課
港湾法による港湾 海岸法2条3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸 (港湾区域等に係る海岸に限る)		港湾課
漁港漁場整備法による漁港 海岸法2条3項に規定する海岸保全区域等に係る海岸 (漁港区域に係る海岸に限る)	漁村振興課 漁港漁場整備室	—
自然公園法による公園事業に関わる施設 (国又は自然公園法第九条第二項に規定する公共団 体が執行するものに限る。)	自然環境課 自然公園室	観光推進課等
土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設	農村計画課	農村整備課
下水道法による下水道	都市計画課 美しい宮崎づくり 推進室	—
森林法による保安施設事業に係る施設	自然環境課	—
都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地	都市計画課 美しい宮崎づくり 推進室	—
特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施 設(国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項 に規定する河川管理者が設置し、又は管理するもの に限る。)		河川課
砂防法による砂防設備		砂防課
地すべり等防止法による地すべり防止設備及びぼた 山崩壊防止施設		砂防課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によ る急傾斜地崩壊防止施設		砂防課



- (注1) 窓口は景観法所管課（県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室）とする。
- (注2) 関係出先機関は、特定公共施設を所管する農林振興局、土木事務所、港湾事務所、西臼杵支庁とする。
- (注3) 担当課は、出先機関からの意見や関係課の意見を踏まえ、同意の際に付する条件を取りまとめる。
- (注4) 許可基準の運用に当たり、特定公共施設管理者が特に景観行政団体との連携を必要とする場合は、運用に関する協定を締結できるものとする。
 なお、協定の締結事務は景観法所管課（県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室）で行う。
- (注5) 宮崎県道路公社が管理する道路については、別途、協議を行い同意を得るものとする。（協議・同意に関する書類は、様式第1号及び第5号を準用）

別記

様式第1号（第2条第1項関係）

（〇〇〇〇事務所経由）

第 号
平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

市町村長 氏 名 印

景観法に基づく景観重要公共施設に関する同意について（協議）

景観法第9条第4項の規定に基づく同意を得たいので、関係書類（別紙）を添えて協議します。

（文書取扱 〇〇課）

様式第2号（第2条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇部長 殿

〇〇〇〇事務所長

景観法に基づく景観重要公共施設に関する協議について（副申）

このことについて、景観法第9条第4項の規定により、〇〇市（町・村）長から別添のとおり協議がありました。

内容に関する意見は下記のとおりです。

記

意見なし（意見あり）

（※意見ありの場合は、内容とその理由を示すこと）

（文書取扱 〇〇課）

様式第3号（第2条第3項関係）

第 号
平成 年 月 日

（関係課）
〇〇〇〇課長 殿

（担当課）
〇〇〇〇課長

景観法に基づく景観重要公共施設に関する協議について（照会）

このことについて、平成 年 月 日付け 第 号で〇〇市
（町・村）長から別添のとおり協議がありました。

つきましては、景観法第9条第4項の規定に基づく同意をするに当たって、
貴職の意見が必要ですので、平成 年 月 日までに回答してください。

（担当 〇〇担当 〇〇）
電話 〇〇－〇〇〇〇〇

様式第4号（第2条第3項関係）

第 号
平成 年 月 日

（担当課）

〇〇〇〇課長 殿

（関係課）

〇〇〇〇課長

景観法に基づく景観重要公共施設に関する協議について（回答）

平成 年 月 日付け 第 号で照会のあった〇〇市（町・村）の景観計画（案）における景観重要公共施設の整備に関する事項（又は景観重要公共施設の許可に関する基準）については、下記のとおりです。

記

意見なし（意見あり）

（※意見ありの場合は、内容とその理由を示すこと）

（担当 〇〇担当 〇〇）
（電話 〇〇－〇〇〇〇）

様式第5号（第3条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

市町村長 氏 名 殿

宮崎県知事



景観法に基づく景観重要公共施設に関する協議について（回答）

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあった標記については、景観法第9条第4項の規定に基づき同意します。（下記条件を付して同意します。）

（文書取扱 ○○課）

様式第6号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

〇〇〇課（局）長
〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇〇〇部長

景観法に基づく景観重要公共施設に関する協議について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で〇〇市（町・村）長から協議のあった標記については、景観法第9条第4項の規定に基づき同意しました。（下記条件を付して同意しました。）

（文書取扱 〇〇課）

【参 考】

○景観重要公共施設（景観法第8条第2項第4号、第9条第4項）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限り。）

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

（1）**道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準**

（2）**河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準**

（3）**都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準**

（4）**津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準**

（5）**海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準**

（6）**港湾法第三十七条第一項の許可の基準**

（7）**漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準**

ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限り。）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、**当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。**

(景観法施行令)

第二条 **法第八条第二項第四号口の政令で定める公共施設**は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業に係る土地改良施設
- 二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道
- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業に係る施設
- 四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）による市民緑地契約に係る市民緑地
- 五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）による雨水貯留浸透施設（国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。）
- 六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備
- 七 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。）
- 八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設（地方公共団体が設置するものに限る。）
- 九 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

○景観法運用指針における基本的考え方

V 法の運用のあり方（抜粋）

1 景観計画

6) 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準

本事項は、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項（法第8条第2項第4号口）及び同号ハに規定する基準について定めるものである。これにより、景観行政団体と公共施設管理者が異なる場合においても、景観上の観点から互いに連携・調整を行い、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図ることが可能となるものであり、必要に応じて、適切に景観重要公共施設として位置付けることが望ましい。

なお、道路等の特定公共施設について、例えば、**現道がないなど計画段階の場合であっても、公共施設管理者が定まっており、必要な協議・同意がなされた場合においては、計画段階であっても景観重要公共施設として位置付けることが可能である。**

4 景観重要公共施設

(1) 趣旨

景観計画には、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等のうち良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項（法第8条第2項第4号口）と、これらの占用等の許可の基準（同号ハ）を定めることができることとされている。これは、良好な景観の形成に当たって、公共施設が重要な要素の一つであることにかんがみ、当該景観重要公共施設の管理者と協議し、その同意の下に、景観計画にその整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることによって、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に一の計画の中に位置付け、効果的に良好な景観形成を図ることを可能としたものである。本制度の趣旨を踏まえて、**必要な特定公共施設についてその管理者との協議を行い、積極的な活用を図ることが望ましい。**